

平成21年11月18日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 櫻庭典子

平成21年(ネ)第2691号 不当利得返還請求控訴事件

(原審・甲府地方裁判所平成20年(ワ)第764号)

平成21年10月7日口頭弁論終結

判 決

控 訴 人

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士

東京都品川区東品川二丁目3番14号

被 控 訴 人

同 代 表 者 業 務 執 行 社 員

同 職 務 執 行 者

同 訴 訟 代 理 人 支 配 人

主

佐々木 亮

C F J 合 同 会 社

CFJホールディングス株式会社

浅 野 俊 昭

山 本 圭 一

文

1 原判決を次のとおり変更する。

被控訴人は、控訴人に対し、329万7841円及び内金328万5892円に対する平成20年10月5日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。

2 訴訟費用は第1, 2審とも被控訴人の負担とする。

3 この判決は仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、貸金業者である被控訴人との間で、継続的に借入れ及び弁済を繰り返してきた借主である控訴人が、被控訴人と控訴人との間の取引につき利息制限法

を適用すると過払金が生じているとして、被控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、平成5年8月28日から平成20年10月4日までの取引（原判決別紙利息制限法に基づく法定金利計算書1のとおり。以下「計算書1」という。）による過払金328万5892円及び上記過払金に対する同日までの民法704条前段所定の利息の残額1万1949円の合計329万7841円並びに上記328万5892円に対する同月5日から支払済みまで民法所定の年5パーセントの割合による利息の支払を求めた事案である。

原審は、民法704条前段の利息は取引終了時点において、そのときに存在する過払金について発生することを前提に過払金の計算をして、控訴人の本件請求のうち過払金259万2928円及びこれに対する平成20年10月5日から支払済みまで年5分の割合による利息の支払を認容し、その余の請求を棄却したところ、控訴人が不服を申し立てた。

そのほかの事案の概要は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中「第2 事案の概要」に記載のとおりであるから、これを引用する。

原判決3頁1行目の次に行を改めて次のように加える。

「否認の理由は以下のとおりである。

ア 貸金業法（平成18年法律第115号による改正前の法律の題名は貸金業の規制等に関する法律。以下、同改正の前後を通じて「貸金業法」という。）

3条の登録を受けた貸金業者の場合、顧客との契約の際に貸金業法17条の要件を充足した書面を、また、弁済の際貸金業法18条の要件を充足した書面を交付し、また、顧客が約定金利による利息を任意に支払ったときには、貸金業法43条1項により、利息制限法の上限利息を超過した利息を受け取ってもそれは有効な弁済とみなされ、不当利得返還義務を負わない。

イ そして、最高裁平成18年1月13日第二小法廷判決・民集60巻1号1頁（以下「平成18年判決」という。）が期限の利益喪失特約の下で債務者が利息制限法の制限利率を超過する利息を支払った場合、その支払は原則と

して貸金業法43条1項にいう任意の支払には当たらないと判示するまでは、被控訴人は、貸金業法17条、18条書面を交付し、顧客の意思に基づく支払を受けた場合には、制限超過部分の支払も有効な弁済になるとの認識を有し、これを前提に控訴人との取引において貸金業法17条、18条書面を交付し、控訴人からその意思による弁済を受けていた。

したがって、平成18年判決以前の取引については、被控訴人は過払金の受領につき悪意の受益者になることはない。」

第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (悪意の受益者該当性) について

当裁判所も、被控訴人は、過払金が発生した時点において悪意の受益者であったものと認めるのが相当と判断する。

その理由は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中「第

3 当裁判所の判断」の1に記載のとおりであるからこれを引用する。

原判決5頁9行目冒頭から16行目末尾までを次のように改める。

「(2) ところで、本件において、被控訴人は制限超過利息の受領につき貸金業法43条1項の適用があるとの主張をしていないから、被控訴人は悪意の受益者と推定すべきところ、被控訴人は、平成18年判決までは、貸金業法17条、18条書面を交付し、顧客からの返済がその意思によるものであれば、制限超過部分の支払も有効な弁済になるとの認識の下に、控訴人に対し貸金業法17条、18条書面を交付し、控訴人からその意思による支払を受けていたから、平成18年判決以前の取引については、被控訴人は過払金の受領につき悪意の受益者になることはない旨主張する。

そして、被控訴人は、控訴人との取引において控訴人に貸金業法17条、18条書面を交付していたことの証拠として、平成5年8月28日を契約日とする別の顧客との「アイク・メンバーカード契約書(正)」

(乙6)、「ATM領収書兼ご利用明細書」の用紙(乙7)、取引年月日を平成16年12月17日とする別の顧客のATM利用による「領収書兼ご利用明細書」(乙8)、取引年月日を平成18年5月7日とする別の顧客のATM利用による「領収書兼ご利用明細書」(乙9)、控訴人が平成16年2月2日にATMで5万円を借り受けた際のATMジャーナルの抜粋(乙10)、控訴人が平成16年2月26日にATMで4万円を返済した際のATMジャーナルの抜粋(乙11)を提出する。

しかしながら、上記乙6ないし9はいずれも控訴人との取引に関するものでないから、これらをもって控訴人との取引につき適式な17条書面、18条書面の交付があったということはできないし、ATMジャーナルの抜粋もそれ自体が控訴人に交付される貸金業法17条、18条書面の控えではないし、しかも、わずか2回の取引に関するものであるから、これらをもって控訴人との本件取引につきすべて17条書面、18条書面の交付がされていたと認めることはできない。

そうすると、被控訴人が控訴人との本件取引において貸金業法17条、18条書面の交付をしていたと認めるには足りないから、平成18年判決以前の取引については被控訴人は悪意の受益者になることはないとの被控訴人の主張は理由がない。」

2 争点(2)(民法704条の利息は、過払金の発生の都度発生するか、また、後に発生する借入金に充当されるか。)について

(1) 証拠(甲1)により認められる本件取引の履歴及び弁論の全趣旨によれば、本件取引は、基本契約に基づき借入れ及び弁済を繰り返す継続的金銭消費貸借取引であり、上記基本契約は、利息制限法所定の限度額を超える利息の弁済により過払金が発生した場合には、弁済当時他の借入金債務が存在しなければ上記過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意を含むものであったと認められる。

(2) ところで、金銭消費貸借の借主が利息制限法1条1項所定の制限を超えて利息の支払を継続し、その制限超過部分を元本に充当すると過払金が発生した場合において、貸主が悪意の受益者であるときは、貸主は民法704条前段の規定に基づき、過払金発生時から同条前段所定の利息を支払わなければならない（大審院昭和2年12月26日判決・法律新聞2806号15頁参照）。このことは、金銭消費貸借が、貸主と借主との間で継続的に金銭の借入れとその弁済が繰り返される旨の基本契約に基づくものであって、当該基本契約が過払金が発生した当時他の借入金債務が存在しなければ過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意を含むものであった場合でも、異なるところはないと解するのが相当である（最高裁平成21年9月4日第二小法廷判決・裁判所時報1491号258頁）。

そして、過払金発生時から民法704条前段の利息が発生する場合、他の借入金債務が存在しなければ、過払金元金同様、利息もその後に発生する新たな借入金債務に充当するのが相当というべきである。

3 そうすると、控訴人の計算書1による過払金の計算は相当で、被控訴人は控訴人に対し、計算書1記載のとおり、過払金328万5892円及び上記過払金に対する平成20年10月4日までの民法704条前段所定の利息の残額1万1949円の合計329万7841円並びに過払金328万5892円に対する同月5日から支払済みまで民法所定の年5パーセントの割合による利息の支払義務があることになり、控訴人の本件請求はすべて理由があるから認容すべきである。

よって、上記と異なる原判決は相当でないから、原判決を主文1項のとおり変更することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第20民事部

裁判長裁判官 倉 吉 敬

裁判官 山 本 博

裁判官 小 林 元 二

これは正本である。

平成 2 1 年 1 1 月 1 8 日

東京高等裁判所第 2 0 民事部

裁判所書記官 櫻 庭 典

